

第4章 発達段階に応じた主な取組

1 乳幼児期（0～5歳）

乳幼児期は、母親や父親などの身近な大人から信頼感や安心感を得られる中で、複数の人との関わりを深めて情緒を発達させるとともに、遊びなどによる体験活動を中心に、道徳性や社会性の原点を持つことになる時期です。

また、身体の発達と共に、食事や睡眠などの生活リズムが形成される時期でもあります。

◎ 安心して子どもを育てられる環境づくり【乳幼児期】

少子化や核家族化による家庭や地域における子育て機能の低下により、子育てに不安や負担感をもつ保護者が増えていることから、ニーズに応じた情報提供や相談体制を充実させるなど、安心して子育てできる環境の整備に努めます。

また、本道においては全国に比べ、生活保護世帯や収入の低いひとり親家庭の子どもの割合が高く、経済的に厳しい状況にある家庭が多い状況にあることから、親の就業に向けた支援や経済的な支援などを充実して、働きやすい環境づくりを進める必要があります。

○ 子育て支援の充実

- 地域全体で子育て世帯を応援する環境づくりを進めるため、子育て支援サービス等に関する市町村やNPO等の先進的な取組事例を集め、情報提供します。
- 子育て中の保護者が交流できるよう、子育てに関する相談対応や情報の提供、助言その他の援助を行う「地域子育て支援拠点」の計画的な整備を進めます。
- 子どもの基礎を培う重要な時期である幼児期における子育てに関して、子ども相談支援センターにおける電話相談や臨床心理士、公認心理師等による面接相談など、専門的立場からのアドバイス等が提供できる相談体制の充実を図ります。
- 子育て家庭の経済的な負担につながる医療費の軽減を図るため、乳幼児等医療給付事業やひとり親家庭等医療給付事業による経済的支援を行います。
- 乳幼児健診や就学時健診など、多くの親が集まる機会を活用した子育て講座やブックスタートの普及を促進します。
- 妊娠・出産を迎える人や望まない妊娠をした人の不安や悩みを軽減するため、各道立保健所に設置した「女性の健康サポートセンター」などによる、身近な地域で総合的な相談に対応できる体制の充実を図ります。

◎ 豊かな心と健やかな体の育成【乳幼児期】

青少年の基本的な生活習慣を形成していくためには、乳幼児期からの家庭内における教育が重要であることから、情報提供の充実等支援サポート体制の充実に努めるとともに、家庭教育に関する親の認識を高めることにより家庭における教育力の向上に努めます。

○ 家族のふれあい時間の増進

- 長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得を促進し、家族のふれあい時間を確保するため、父親の育児への積極的な参加促進、家族が団らんする機会を持ち、その絆を確かなものにする「道民家庭の日」の推進、仕事と家庭の両立ができる職場環境の整備を含めた働き方改革の推進を図るため、関係法令の制度の普及啓発とともに、働き方改革に取り組む企業の認定を行うなど、誰もが働きやすい職場環境づくりを支援します。

○ 基本的な生活習慣の習得

- 乳幼児期は、食事や睡眠などの生活リズムが形成される時期であることから、望ましい食習慣や食を通じた豊かな人間性や家族関係の形成を図るため、地域ぐるみで食育の推進に努めると共に、子どもの発育・発達状態や健康状態に応じた食事の提供や栄養管理を行い、子どもの健やかな発育・発達を支援します。

◎ 困難を有する子どもを支援する環境づくり【乳幼児期】

障がいのある人もない人も共に生活するノーマライゼーションの理念が徐々に浸透する中で、障がいのある人の自立や社会参加への意識が高まっていることから、障がいのある子どもを育てる保護者の抱える不安等に対し、家族への支援の充実に努めます。

また、近年児童虐待相談対応件数が増加しており、約 4 割が乳幼児期に発生していることから、育児不安や養育困難感を持つ家庭、虐待リスクの高い家庭などを早期に把握し支援する体制を整備することが必要です。

○ 障がい等のある子どもへの支援

- 発達の遅れや障がいのある子どもとその家族が、市町村など身近な地域で早期に支援を受けられるよう、様々な母子保健サービスや子育て支援サービスと子どもの発達支援に対する専門的なサービスが密接に連携し、障がいのある子どもとその家族を包括的に支援する体制の整備を支援します。
- 障がい等を可能な限り早期に発見し、早期支援につなげるため、子育てをする親を支援する視点から乳幼児健康診査の充実に努めるなど、市町村における母子保健活動を支援します。
- 障がい等のある子どもとその家族が、身近な地域で必要な療育などの支援を受けられるよう、地域の支援者へ道立の施設や発達障害者支援（地域）センターが、専門的支援技術を助言し、支援技術の向上に努めるとともに、地域で対応が困難な方の専門的な支援について、地域の支援者とともに対応する体制を整備します。
- 乳幼児の教育に携わる教職員等を対象とした特別支援教育に関する研修会の開催や研修資料の提供により指導力の向上を図ります。

- 児童虐待の予防と早期発見
 - 各児童相談所の所管区域ごとに児童家庭支援センターを設置し、児童に関する家庭その他の専門的な知識及び技術を必要とする相談に対応するほか、児童相談所から受託しての指導や市町村の求めに応じた技術的助言や必要な援助の実施、関係機関との連絡調整などにより、地域の児童、家庭の福祉の向上を図ります。
 - 妊娠期や出産後の早期の段階から医療機関と保健機関が情報を共有し、虐待のリスクのある家庭を把握し支援する「養育者支援保健・医療連携システム」の活用を促進します。
 - 保育所等において虐待のリスクのある家庭を早期に把握し、市町村の母子保健・福祉部門等と連携し支援につなげる「児童虐待予防スクリーニング・保育所連携システム」の活用を促進します。
 - 市町村における乳児家庭全戸訪問事業や養育支援訪問事業の着実な実施により、虐待のリスクのある家庭の早期把握や支援を行います。
 - 「虐待予防ケアマネジメントシステム」等により早期に把握した養育困難家庭に対し、関係者間の緊密な連携のもと、より有効に支援できるよう、要保護児童対策地域協議会の活用の徹底を図るとともに、児童相談所・保健所等による支援の充実を図ります。
 - 関係機関が安全を確認できていない子どもの情報を市町村において把握し、家庭以外との接触のない子どもの安全確認・安全確保を図ります。
 - 児童虐待を発見した際の通告義務について周知を図るとともに、通告先や相談窓口に関する広報を行います。
- ひとり親家庭、経済的困難を有する家庭への支援
 - ホームページ等の広報媒体の活用やリーフレットの配付等により、ひとり親家庭等への各種支援制度や相談窓口の普及啓発を図るとともに、安定した就業に向け、ハローワークなどとの連携のもと、各種支援制度を活用し、資格取得などを支援します。
 - ひとり親家庭等の生活の安定を確保するため、日常生活を営むことに支障が生じている世帯への家庭生活支援員の派遣や子どもの生活・学習支援など、市町村が実施するひとり親家庭等生活支援事業等を支援します。

2 学童期（6～12歳）

学童期のうち、小学校低学年の時期の子どもは、保護者などの身近な大人との関わりから集団や社会のルールを知る中で、善悪についての基本的な理解と判断ができるようになります。また、言語能力や認識力も発達し、自然等への関心が高まる時期でもあります。

また、小学校高学年の時期には、身体も大きく成長し、自己肯定感を持ち始める時期ですが、反面、発達の個人差も大きく見られることから、自己に対する肯定的な意識を持たず、劣等感を持ちやすくなる時期でもあります。

◎ 安心して子どもを育てられる環境づくり【学童期】

高齢者や子育て経験者等のボランティアによる子育て家庭に対する声かけや見守りなど、身近な地域レベルでの子育てを支える仕組み作りの推進に努めます。

家庭、学校、地域社会、行政、事業者等が、地域ぐるみで積極的に青少年の健全育成に取り組み、異年齢・異世代交流、各種体験活動やコミュニケーション能力の育成を通じて、自分の価値を認識しつつ他者と協働することの重要性などへの理解を深めます。

○ 子どもの育成に関わる人材の確保・育成

- 地域における子育てを応援する機運の醸成や地域住民の積極的な参加による取組を推進するため、「北海道すきやき隊」や地域の「せわすき・せわやき隊」などによる子育てしやすい環境づくりを促進するとともに、地域の高齢者には、その経験や知恵を生かした子育て支援活動が期待されるため、老人クラブ等でのボランティア活動や地域活動への参加拡大を図ります。

- 「子ども110番の家」等の緊急避難場所や地域の危険箇所等を掲載した通学路安全マップの作成・活用など、関係機関との連携の下、子どもたちを見守る体制づくりを促進します。

◎ 豊かな心と健やかな体の育成【学童期】

青少年の基本的な生活習慣を形成していくためには、家庭内における教育が重要です。

不規則な生活や朝食を食べないなどの生活習慣の乱れは、学習意欲や体力・気力の低下の要因であることが指摘されています。「全国学力・学習状況調査」や「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」によると一日の学習時間が短く、テレビを見る時間が長いなどの課題がみられており、望ましい生活習慣の定着に向けた取組を進めていく必要があります。

また、道徳教育や読書活動、体験的な活動などを通じ、規範意識や基本的な倫理観、自己肯定感、思いやりの心や豊かな感性を育むための教育を推進します。

○ 家族のふれあい時間の増進

- 核家族化・共働き世帯の増加などにより、食卓を家族全員で囲むなど団らんの機会が減少していることから、企業等における働き方の見直しなどの意識啓発や関係機関との連携による社会的機運の醸成、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進など、様々な制度の定着

に向けた啓発を行い、家族でのふれあい時間を増やせるよう、職場環境の整備を働きかけます。

○ 基本的な生活習慣の習得

- 学校、家庭、地域が連携・協働し、保護者が子どもの成長・発達にとって望ましい生活習慣や学習習慣について学んだり、家庭教育に関する悩みを他の保護者と共有したりする機会の提供など、家庭教育に関する学習機会の充実に努めます。
- 心身のバランスのとれた子どもの発育発達のため、親子で運動に親しむ機会の充実に図るほか、日常的に運動や外遊びに親しむことができるよう、地域での運動や外遊びの促進を図ります。
- 「早寝早起き朝ごはん運動」の推進のほか、「生活リズムチェックシート」の活用など望ましい生活習慣の定着に向けた取組を推進します。
- 豊かな人間性を育み、生涯にわたり健康な食生活を実現するため、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけることができるよう、学校給食を活用し、学校、家庭、地域が連携・協働した食育の取組を推進します。
- ゲーム等への過度な依存は、食事や睡眠の時間が削られるなど発達段階にある青少年の心や体に悪影響を及ぼすことから、学校教育における指導の充実に努めます。

○ 地域の文化や活動を通じた豊かな心の育成

- 子どもへの健全な遊びを提供し、自主性や社会性、創造性など情操を豊かにするとともに、子育て家庭の交流の場としての役割を果たすことができるよう、地域のニーズに応じた児童館等の整備や関係機関相互の連携協力体制の構築などを支援します。
- 道徳教育、ふるさと教育、読書活動などを通じて、基本的な倫理観や規範意識を育むとともに、地域の文化に触れる機会などを活用し、ふるさとへの誇りと愛着、思いやりの心や美しいものに感動する心など、豊かな心を育みます。
- 人と、木や森との関わりを主体的に考えられる豊かな心を育む「木育」の取組の推進に努めます。

○ 生きる力を育む活動の充実

- 子どもの豊かな感性や創造性などの育成に向けて、自主的に読書活動に取り組める環境づくりを推進するため、優良図書の推奨のほか、各地域における読み聞かせなどの普及、親子で読書に取り組む「家読(うちどく)」の推進などを通じて家庭での読書活動の充実に取り組みます。
- 各学校において、体験活動のねらいを明確にし、特別活動や総合的な学習の時間など、教育課程に適切に位置付けるとともに、各教科等の関連を図りながら、学校の教育活動全体を

通した取組を促進するほか、道立青少年体験活動支援施設ネイパルを核として、学校や地域、市町村、公立の青少年教育施設等と連携し、地域が有する教育資源を活かした多様な体験活動に取り組みます。

- 学校等での性に関する指導を行うほか、SNS の利用等による性的被害の防止について啓発活動の推進に努めます。
- 児童が犯罪や交通事故、自然災害等から身を守ることができるよう、必要な知識を身に付けるなど危機対応能力を育成するとともに、学校・家庭・地域社会が連携した取組を通じて、学校の安全確保対策に取り組みます。
- 児童が、自らを大切な存在であることを認識し、悩みを抱えたときに SOS を発信することができるよう、相談しやすい体制づくりの充実を図るとともに、自殺予防教育の普及に努めます。

◎ 困難を有する子どもを支援する環境づくり【学童期】

全ての児童が心身共に健やかに成長して安心して学校生活を過ごすことができるよう、障がいに関する各種支援サービス、いじめ・不登校等の未然防止及び教育相談体制の充実を努めるなど、児童を守る取組を推進します。

また、貧困状態にある子どもたちが学習に集中するためには、経済面だけでなく、社会的に孤立せず、身体的・精神的にも安定した生活を送ることが重要であることから、毎日の生活の安定に向けた「生活支援」に取り組みます。

○ 障がい等のある子どもへの支援

- 発達の遅れや障がいのある子どもとその家族が、市町村など身近な地域で早期に支援を受けられるよう、様々な子育て支援サービス、子どもの発達支援に対する専門的なサービスが密接に連携し、障がいのある子どもとその家族を包括的に支援する体制の整備を支援します。
- 特別支援教育センターの巡回教育相談や、特別支援学校教員の派遣等を通じ、小学校等における特別支援教育の充実に向けた取組を推進します。
- 障がいのある児童が、できる限り身近な地域において、一人一人の教育的ニーズに応じた指導や支援が受けられる体制を整備します。

○ 児童虐待の予防と早期発見

- 子どもたちが健やかに成長していけるよう、児童相談所等の機能強化、市町村や児童相談所をはじめ関係機関の連携強化を図るなど、児童虐待の防止等に向けた体制の充実に取り組みます。
- 各児童相談所の所管区域ごとに児童家庭支援センターを設置し、児童に関する家庭その他

からの専門的な知識及び技術を必要とする相談に対応するほか、児童相談所から受託しての指導や市町村の求めに応じた技術的助言や必要な援助の実施、関係機関との連絡調整などにより、地域の児童、家庭の福祉の向上を図ります。

- 市町村における養育支援訪問事業の着実な実施により、虐待のリスクのある家庭の早期把握や支援を行います。
 - 「虐待予防ケアマネジメントシステム」等により早期に把握した養育困難家庭に対し、関係者間の緊密な連携のもと、より有効に支援できるよう、要保護児童対策地域協議会の活用の徹底を図るとともに、児童相談所・保健所等による支援の充実を図ります。
 - 配偶者やパートナー間の暴力は、児童虐待とも関連が深いことから、関係機関と連携を図り、適切な対応に努めるとともに、被害者の相談や支援の体制を確保し、相談窓口の周知を図ります。
 - 関係機関が安全を確認できていない子どもの情報を市町村において把握し、家庭以外との接触のない子どもの安全確認・安全確保を図ります。
 - 児童虐待を発見した際の通告義務について道民に周知を図るとともに、通告先や相談窓口に関する広報を行います。
- いじめ対策の推進
- いじめの問題へのきめ細やかな支援を行うため、警察や学校、家庭等の関係機関などが連携した地域ぐるみの支援体制の整備充実を図るとともに、いじめ等の早期発見・早期対応に向け、児童や保護者への相談体制の充実を図ります。
 - 児童のネットの不適切な利用による問題行動の未然防止や早期発見・早期対応のため、学校における計画的なネットパトロールの実施や保護者等への啓発活動等を推進します。
- 不登校、ひきこもり等の対策の推進
- 不登校等の未然防止・早期対応に向け、児童や保護者への相談体制の充実を図ります。
 - 不登校児童生徒へのきめ細やかな支援を行うため、学校内外で専門的な相談や指導が受けられる窓口の周知徹底等により、教育支援センターや学校、家庭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、児童相談所、福祉関係機関など多様な教育機会を提供している官民の団体等が連携した地域ぐるみの支援体制の整備・充実を図ります。
 - ひきこもりなど社会との関わりが難しくなった子どもに対し、共感し相談し合える「メンタルフレンド」を派遣するなど、子どもの意欲や社会との関わりへの回復を促し、社会的自立へとつなげていきます。

- ひとり親家庭、経済的困難を有する家庭への支援
 - 生活保護世帯やひとり親家庭などの子どもたちが孤立化することなく、地域とのつながりを持ち、安心して暮らすことができるよう、学習支援や食事の提供などを行う地域の居場所づくりを進めます。
 - ホームページ等の広報媒体の活用やリーフレットの配布等により、ひとり親家庭等への各種支援制度や相談窓口の普及啓発を図るとともに、安定した就業に向け、ハローワークなどとの連携のもと、各種支援制度を活用し、資格取得などを支援します。
 - ひとり親家庭等の生活の安定を確保するため、日常生活を営むことに支障が生じている世帯への家庭生活支援員の派遣や子どもの生活・学習支援など、市町村が実施するひとり親家庭等生活支援事業等を支援します。

◎ 社会参加に向けた望ましい勤労観、関心の育成【学童期】

子どもの社会性や豊かな人間性を育み、社会の一員としての自覚を促すため、学校と地域社会との連携の下、市町村が行う地域の特色を生かした社会体験活動やボランティア活動等の体験活動の情報提供に努めるとともに、ボランティア活動等への積極的な参加を促します。

- 多様な体験機会の提供
 - 北海道の豊かな自然環境を活用した農林漁業体験や自然体験などの多様な体験の機会の場を提供すると共に、芸術鑑賞等の優れた文化に触れる機会の充実を図り、地域ぐるみで子どもの社会性や豊かな人間性を育む環境づくりを推進します。
 - 人と、木や森との関わりを主体的に考えられる豊かな心を育む「木育」の取組の推進に努めます。
 - 子どもの健やかな成長を支えるため、異世代間の交流や野外活動、自然体験活動等交流体験活動の場として、道立青少年体験活動支援施設などの維持管理を行います。
- 国際交流活動の推進
 - 児童が外国語に慣れ親しみ、外国語によるコミュニケーションを図る基礎となる資質・能力を育むことができるようにするため、外国語学習の指導体制の整備に取り組みます。
- キャリア教育の推進
 - 児童が学ぶことと自己の将来のつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けることができるよう、学校や家庭、地域における学習や生活の見通しを立て、学んだことを振り返りながら、新たな学習や生活への意欲につなげ

たり、将来の生き方を考えたりする学習を推進します。

◎ 青少年の非行や犯罪を防ぐ環境づくり【学童期】

青少年の心身の健全な発達のため、家庭・地域社会と一体となった環境浄化活動の促進に努めます。

また、道内の少年非行の情勢は、非行少年は平成 16 年をピークに減少傾向にあるものの、依然として凶悪事件が発生しているほか、飲酒、喫煙等で補導される少年が後を絶たないなど憂慮すべき状況にあることから、少年の規範意識の向上を図り、非行防止活動の推進に努めます。

○ 社会環境の整備

- 図書類取扱業者、興行者等への立入調査の実施などにより、北海道青少年健全育成条例の規制内容等の周知徹底に努めます。
- 青少年にとって有害な情報を与えないよう事業者自らが進んで環境整備を進めるなど、事業者等の適切な自主規制が促進されるよう努めます。

○ 非行防止対策の推進

- 青少年の非行を防止するため、街頭補導や相談活動など、地域における非行防止活動を支援していくとともに、非行防止教室の開催や指導者の育成等、地域社会が一体となった取組が促進されるよう総合的な非行防止活動の推進に努めます。

◎ 青少年を犯罪被害から守る環境づくり【学童期】

近年、低年齢層にもスマートフォンなどインターネット接続機器が普及し、生活に利便性をもたらす一方で、インターネットの利用に起因する青少年の性的被害等が後を絶たないことから、学校での教育や家庭におけるフィルタリングの導入などにより、犯罪に遭遇することを未然に防止するための教育・啓発の推進と取締等に努めます。

○ 福祉を害する犯罪への対策

- 少年の福祉を害する犯罪の捜査・取締活動を推進します。
- 福祉犯の被害者となることを防止するため、学校における性教育や、スマートフォン等へのフィルタリングの導入などの普及促進を図ります。また、繰り返して被害者とならないよう、家庭や学校、関係機関等の連携強化に努めます。
- 犯罪被害にあった少年の精神的被害の回復を図るため、学校や警察、犯罪被害者等支援団体等との連携による支援の充実に努めます。

○ 情報化社会への対策

- 青少年がスマートフォン等の情報機器を適切に利用できるよう、年齢に応じた家庭での利用のルールづくりの必要性について啓発に努めます。
 - 児童をネットトラブルの被害者にも加害者にもさせないよう、道徳の授業などにおける情報モラル教育の一層の充実を図るとともに、啓発資料の配付など、保護者に対する普及啓発にも取り組みます。
 - 情報モラルやルールの指導とあわせて、携帯電話やインターネット等の危険性についての指導や教員の研修の充実を図ります。
 - 児童に自立した消費者として必要な資質・能力を育成することができるよう、社会科や家庭科、道徳科において、社会生活を営む上で大切な法やきまりについて理解を深めたり、消費者の役割や金銭の計画的な使い方などについて考えたりするなど、児童の発達の段階に応じた学習を推進します。
 - 消費者教育に携わる教員の指導力向上のため、関係機関や消費者団体等と連携しながら、指導者養成講座の開催や教員研修の充実に取り組み、児童の発達段階に応じた消費者教育の充実に努めます。
- 安全安心の確保のための取組の推進
- 登下校時の事件・事故等から自らを守ることができるよう、児童が、安全確保に必要な知識や危険予測・危険回避能力を身につけるための取組に努めます。
 - 学校や地域住民、保護者、警察、事業者、施設管理者等の連携による地域社会全体での児童の安全確保の取組に努めます。

3 思春期（13～17歳）

中学生になるこの時期は、思春期に入り、様々な葛藤の中で自らの生き方を模索し始める時期です。また、大人との関係よりも友人関係に自らへの強い意味を見いだします。さらに、親に対する反抗期を迎えたり、親子のコミュニケーションが不足しがちな時期でもあります。また、性への興味関心も高まる時期でもあります。

高等学校期は、親の保護の元から、社会へ参画し貢献する、自立した大人となるための最終的な移行時期です。思春期の混乱から脱しつつ、大人の社会を展望するようになり、大人の社会でどのように生きるのかという課題に対して、真剣に模索する時期です。

◎ 安心して子どもを育てられる環境づくり【思春期】

家庭や学校、地域社会、行政、事業者等が、地域ぐるみで積極的に青少年の健全育成に取り組み異年齢・異世代交流、各種体験活動やコミュニケーション能力の育成を通じて、自分の価値を認識しつつ他者と協働することの重要性などへの理解を深めます。

○ 子どもの育成に関わる人材の確保・育成

- コミュニティ・スクールの活用などにより、地域住民と学校が連携を深め、地域が一体となった学校教育活動の支援体制の整備を進めます。
- 少年補導員等青少年の健全育成に関する民間協力者を確保・育成することにより、行政や民間等の幅広い連携による効果的な青少年健全育成に努めるとともに、青少年を犯罪等による被害から守り、地域住民の目の行き届いた犯罪のおきにくい安全安心なまちづくりを進めるため、防犯団体や地域住民、関係機関等の連携の強化に努めます。

◎ 豊かな心と健やかな体の育成【思春期】

青少年の基本的な生活習慣を形成していくためには、家庭内における教育が重要です。

不規則な生活や朝食を食べないなどの生活習慣の乱れは、学習意欲や体力・気力の低下の要因であることが指摘されています。「全国学力・学習状況調査」や「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」によると一日の学習時間が短く、テレビをみる時間が長いなどの課題がみられており、望ましい生活習慣の定着に向けた取組を進めていく必要があります。

また、道徳教育や性教育などを通じ、正しい知識を身につけ、適切な判断や行動ができる力を育むための教育を推進します。

○ 家族のふれあい時間の増進

- 核家族化・共働き世帯の増加などにより、食卓を家族全員で囲むなど団らんの機会が減少していることから、企業等における働き方の見直しなどの意識啓発や関係機関との連携による社会的機運の醸成、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進など、様々な制度の定着に向けた啓発を行い、家族でのふれあい時間を増やせるよう、職場環境の整備を働きかけます。

- 家庭教育における悩みや課題などに対し、臨床心理士、公認心理師等による専門的な面接相談など家庭教育相談窓口の体制を整備するほか、地域における親子の学習機会の充実を図るための情報提供に努めるなど、家庭教育の向上に向けた支援体制を整備します。
- 基本的な生活習慣の習得
 - 学校・家庭・地域が連携・協働し、保護者が子どもの成長・発達にとって望ましい生活習慣や学習習慣について学んだり、家庭教育に関する悩みを他の保護者と共有したりすることができる機会の提供を行います。
 - 豊かな人間性を育み、生涯にわたり健康な食生活を実現するため、食生活や食の選択について、正しい知識・情報に基づき、自ら管理、判断できる力を身につけることができるよう、学校給食を活用し、家庭・学校・地域が連携・協働した食育の取組を推進します。
 - 体力は意欲や気力など精神面の充実にも大きく関わっており、あらゆる活動の基盤となるものであることから、子どもたちが運動やスポーツなどの楽しさを実感できるよう、また、子どもの成長における運動の重要性について保護者の理解を促進し、家庭における運動習慣や生活習慣の改善を図ります。
 - 「全国学力・学習状況調査」や「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」によると、一日の学習時間が短く、テレビを見る時間が長いなどの課題がみられており、心身のバランスのとれた子どもの発育発達のため、望ましい生活習慣の定着に向けた取組を進めていきます。
 - ゲーム等への過度な依存は、食事や睡眠の時間が削られるなど発達段階にある青少年の心や体に悪影響を及ぼすことから、学校教育における指導の充実にも努めます。
 - 地域の文化や活動を通じた豊かな心の育成
 - 放課後の生徒が多様な体験活動や交流などで過ごせるよう、児童館、集会所、余裕教室等での居場所づくりに努めます。
 - 本道の地域課題等を含め、ふるさとに対する興味・関心をもち、地域社会の一員としてまちづくりにかかわる人材を育てる施策を進めるとともに、アイヌの人たちの歴史や文化等に関する学習や北方領土に関する学習など、ふるさと教育の充実を図ります。
 - 人と、木や森との関わりを主体的に考えられる豊かな心を育む「木育」の取組の推進に努めます。
 - 生きる力を育む活動の充実
 - 思春期のこころとからだの悩み、相談に対応するため、道立保健所に設置した「女性の健康サポートセンター」の相談体制を充実させます。

- 性に関する正しい知識を習得し、適切な判断や行動ができる力を育むほか思春期における様々な悩みを解消すると共に、子どもたちが主体的に考える力を育むため、学校との連携によりピアカウンセリングなどを取り入れた健康教育を推進します。
- 学校教育で男女平等参画や人権について学習する機会を設けるほか、性的マイノリティに対する理解を深め、差別や偏見をなくすよう教育・啓発に努めます。
- 生徒が犯罪や交通事故、自然災害等から身を守ることができるよう、必要な知識を身に付けるなど危機対応能力を育成するとともに、学校・家庭・地域社会が連携した取組を通じて、学校の安全確保対策に取り組みます。
- 生徒が、自らを大切な存在であることを認識し、悩みを抱えたときにSOSを発信することができるよう、相談しやすい体制づくりの充実を図るとともに、自殺予防教育の普及に努めます。
- 生徒が、将来的に飲酒、喫煙、ギャンブル等をはじめとする様々な依存に陥ることのないよう、正しい知識の普及啓発や学校における予防教育の充実などに努めます。

◎ 困難を有する子どもを支援する環境づくり【思春期】

全ての生徒が心身共に健やかに成長して安心して学校生活を過ごすことができるよう、障がいに関する各種支援サービス、いじめ・不登校等の未然防止及び教育相談体制の充実を努めるなど、生徒を守る取組を推進します。

また、貧困状態にある子どもたちが貧困の連鎖から脱出するためには、自分の将来を自ら選択できるようにすることが重要であることから、全ての子どもの教育を受ける機会を保障し、能力・可能性を最大限伸ばしていけるよう、「教育支援」に取り組みます。

○ 障がい等のある子どもへの支援

- 障がいのある生徒に対して、本人及び保護者の意向を踏まえ、一貫した指導や支援が行われるよう、個別の教育支援計画を作成・活用し、効果的な指導や支援の充実を図ることを推進します。
- 発達障がいを含む、障がいのある生徒の教育的ニーズに応じた指導や支援を行うため、中・高校等の全ての教員の特別支援教育に関する理解が深まるよう研修の充実を推進します。
- 将来の自立に向けて、勤労観や職業観の育成を図るキャリア教育を推進するとともに、卒業後の進路を円滑に確保するため、学校、児童相談所、心身障害者総合相談所、公共職業安定所、障がい者就業・生活支援センター、企業等の連携のもとに、個々の希望や障がい特性等に応じた進路指導や就労支援を計画的、組織的に進めます。

- 児童虐待の予防と早期発見
 - 各児童相談所の所管区域ごとに児童家庭支援センターを設置し、児童に関する家庭その他の専門的な知識及び技術を必要とする相談に対応するほか、児童相談所から受託しての指導や市町村の求めに応じた技術的助言や必要な援助の実施、関係機関との連絡調整などにより、地域の児童、家庭の福祉の向上を図ります。
 - 「虐待予防ケアマネジメントシステム」等により早期に把握した養育困難家庭に対し、関係者間の緊密な連携のもと、より有効に支援できるよう、要保護児童対策地域協議会の活用の徹底を図るとともに、児童相談所・保健所等による支援の充実を図ります。
- いじめ対策の推進
 - ネット上のいじめなどインターネット上のトラブルから生徒を守るため、学校や家庭、地域の関係機関、団体や企業など、地域社会が連携を図り、インターネット等の危険性についての指導やスマートフォン等のフィルタリングの徹底、ネットパトロールの実施などの取組を推進するほか、家庭におけるルールづくりの必要性について啓発に努めます。
 - いじめの問題へのきめ細やかな支援を行うため、警察や適応指導教室、学校、家庭等の関係機関などが連携した地域ぐるみの支援体制の整備充実を図ります。
- 不登校、ひきこもり等の対策の推進
 - 不登校等の未然防止・早期対応に向け、生徒や保護者への相談体制の充実を図ります。
 - 不登校の問題へのきめ細やかな支援を行うため、警察や適応指導教室、学校、家庭等の関係機関などが連携した地域ぐるみの支援体制の整備充実を図ります。
 - 高等学校の中途退学防止の取組の推進や、高等学校等の中途退学者への学び直しに対する支援を行うとともにキャリア教育の充実を図ります。また高等学校等の中途退学者が再び高等学校等で学び直す場合の支援を行います。
 - 若年無業者等を対象に「地域若者サポートステーション」と連携し就業意識の醸成を図るなど、国や経済団体、保健・福祉機関、教育機関等との連携を図りながら、若年無業者等の職業的自立の支援、正規雇用を希望するフリーターの正社員化などを推進します。
 - 若年無業者・ひきこもりの青少年やその家族が相談できる窓口の周知に努めます。
- ひとり親家庭、経済的困難を有する家庭への支援
 - 経済的な理由から修学を断念せざるを得ない子どもが少なくなるよう、各種奨学金制度等を継続するなど子育て家庭への経済的負担の軽減を図り、子どもの修学機会の確保に努めます。

- ホームページ等の広報媒体の活用やリーフレットの配布等により、ひとり親家庭等への各種支援制度や相談窓口の普及啓発を図るとともに、安定した就業に向け、ハローワークなどとの連携のもと、各種支援制度を活用し、資格取得などを支援します。
- ひとり親家庭等の生活の安定を確保するため、日常生活を営むことに支障が生じている世帯への家庭生活支援員の派遣や子どもの生活・学習支援など、市町村が実施するひとり親家庭等生活支援事業等を支援します。

◎ 社会参加に向けた望ましい勤労観、関心の育成【思春期】

豊かな人間性を育み、社会の一員として自覚を促すため、学校や家庭、地域における多様な体験活動や地域の特色を生かした体験活動を創出するとともに、若い世代から学ぶことや働くことの意義を理解し、望ましい勤労観や職業観を育成するため、学校教育における職場体験やインターンシップ等キャリア教育の充実を図ります。

○ 多様な体験機会の提供

- 青少年が自ら進んでボランティア活動を行うことができるよう、ボランティア活動への参加を促進するための情報提供や機運づくりを進め、参加することによる奉仕の精神の醸成に努めると共に、活動をサポートする指導者の育成や様々な体験の場の提供に努めます。
- 地域社会における、地域活動や公共活動への参加を通じ、青少年の連帯感や協働への意識を高めるため、青少年の各種地域活動や公共活動への参加の促進に努めるほか、社会参加活動等を通じて地域づくりに貢献する青少年に対して「北海道青少年顕彰」を実施します。
- 地域における環境活動の指導的役割を担う人材の確保及び育成を図ると共に、育成した人材や各種環境教育プログラムを活用し、道民が気軽に参加できる環境教育の機会を提供します。
- 人と、木や森との関わりを主体的に考えられる豊かな心を育む「木育」の取組の推進に努めます。
- 青少年自身の考え、意見を発表する機会や、施策へ反映する機会の拡充に努めます。

○ 国際交流活動の推進

- グローバル化の進展の中で、青少年同士が異なる生活・文化についてお互いに理解を深めることができるよう、様々な交流活動を通して、コミュニケーション能力の育成や国際人として主体的に行動できる人材の育成に努め、学校間交流や異文化理解教育の促進に努めるほか青少年に関わる国際協力活動への参加の促進に努めます。
- 各学校においては、異文化理解や多文化共生を意識し、生徒を持続可能な社会づくりの

担い手として育むため、学校の教育活動全体を通じて、国際理解に係る教育活動を推進します。

○ キャリア教育の推進

- 中学校では、現在及び将来の学習と自己実現とのつながりを考え、学ぶことと働くことの意義を意識して学習の見通しを立てたり、振り返ったりすることができるよう、職場体験などの体験活動の充実を図ります。
- 高等学校では、主体的に地域を支える人材の育成や早期離職者の減少に向け、社会との接続を重視し、望ましい勤労観・職業観を育成するため、キャリアガイダンスの充実や、社会や職業にかかわる様々な事業所等におけるインターンシップのほか、将来、社会にどのように参画していくのかを考えさせるなどの体験的な学習活動の充実を図ります。
- 生徒一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基礎となる資質・能力の育成が必要であることから、実践研究校を指定し、社会や職業への円滑な移行に向けた調査研究を行い、高等学校における就職指導の改善・充実を図るほか、求職と求人とのミスマッチが生じている企業・業種に対する理解促進を図るための見学会を実施し、職業選択の幅を拡げるなどキャリア教育を推進します。

◎ 青少年の非行や犯罪を防ぐ環境づくり【思春期】

青少年の心身の健全な発達のため、家庭・地域社会と一体となった環境浄化活動の促進に努めます。

また、道内の少年非行の情勢は、非行少年は平成 16 年をピークに減少傾向にあるものの、依然として凶悪犯が発生しているほか、飲酒、喫煙等で補導される少年が後を絶たないなど憂慮すべき状況にあることから、少年の規範意識の向上を図り、非行防止活動の推進に努めます。

○ 社会環境の整備

- 図書類取扱業者、興行者等への立入調査の実施などにより、北海道青少年健全育成条例の規制内容等の周知徹底に努めます。
- 青少年にとって有害な情報を与えないよう事業者自らが進んで環境整備を進めるなど、事業者等の適切な自主規制が促進されるよう努めます。

○ 非行防止対策の推進

- 青少年の非行を防止するため、街頭補導や相談活動など、地域における非行防止活動を支援していくとともに、非行防止教室の開催や指導者の育成、地域社会が一体となった取組が促進されるよう総合的な非行防止活動の推進に努めます。
- 20 歳未満の飲酒・喫煙は発達段階にある体の成長に様々な影響をもたらすとともに、こ

これらの行為が非行や犯罪への第一歩ともなることから、早い段階での適切な対策に努めます。

- 覚醒剤や危険ドラッグなどの薬物は、社会の安全・安定を脅かすおそれ大きい上、心身の発達途上にある青少年に深刻な健康被害をもたらすことから、警察や教育機関、保健所等の連携による薬物乱用防止に向けた対策の推進に努めます。

○ 犯罪からの立ち直り支援の充実

- 非行少年等を立ち直らせ、再び非行等を犯さないよう、各関係機関、関係者等地域社会が一体となった非行少年等の立ち直り支援の促進に努めます。

◎ 青少年を犯罪被害から守る環境づくり【思春期】

近年、低年齢層にもスマートフォンなどインターネット接続機器が普及し、生活に利便性をもたらす一方で、インターネットの利用に起因する青少年の性的被害等が後を絶たないことから、学校での教育や、家庭におけるフィルタリングの導入などによる犯罪に遭遇することを未然に防止するための教育・啓発の推進と取締等に努めます。

○ 福祉を害する犯罪への対策

- 少年の福祉を害する犯罪の捜査・取締活動を推進します。
- 福祉犯被害については、SNS等の利用に起因するものが多く発生していることから、被害者となることを防止するため、学校における性教育や、スマートフォン等へのフィルタリングの導入などの普及促進を図ります。また、繰り返して被害者とならないよう、家庭や学校、関係機関等の連携強化に努めます。
- 犯罪被害にあった少年の精神的被害の回復を図るため、学校や警察、犯罪被害者等支援団体等との連携による支援の充実に努めます。
- 犯罪被害者等支援の相談窓口や道警の「少年相談 110 番」等の相談窓口の周知に努めるとともに、関係機関・団体との連携により、犯罪被害にあった青少年に対する適切な支援に努めます。

○ 情報化社会への対策

- 青少年がスマートフォン等の情報機器を適切に利用できるよう、年齢に応じた家庭での利用のルールづくりの必要性について啓発に努めます。
- 生徒をネットトラブルの被害者にも加害者にもさせないよう、道徳の授業などにおける情報モラル教育の一層の充実を図るとともに、普及啓発資料の配付など、保護者に対する啓発にも取り組みます。
- インターネットなどからの有害情報の閲覧や有害図書類の販売など青少年に有害な環境

の浄化、非行防止に向け地域が一体となって進める啓発活動を支援するとともに、少年電話相談などの相談体制の維持、周知に努めます。

- 携帯電話販売業者などを含む関係機関との連携協働により、フィルタリングの普及促進に努めます。
 - 消費者教育に携わる教員の指導力向上のため、関係機関や消費者団体等と連携しながら、指導者養成講座の開催や教員研修の充実に取組み、生徒の発達段階に応じた消費者教育の充実に努めます。
- 安全安心の確保のための取組の推進
- 登下校時の事件・事故等から自らを守ることができるよう、生徒が、安全確保に必要な知識や危険予測・危険回避能力を身につけるための取組に努めます。
 - 学校や地域住民、保護者、警察、事業者、施設管理者等の連携による地域社会全体での生徒の安全確保の取組に努めます。

4 青年期・ポスト青年期（18～39 歳）

青年期・ポスト青年期は、就学期間の伸張により、学生の時期が 30 歳前後まで続く場合があること、雇用環境の厳しさ、青少年自身の勤労観の変化等により、経済的自立が（遅れる）困難な青少年が増加しています。

また、社会生活を円滑に営む上での困難を有する者に対する支援も必要とされています。

◎ 社会参加に向けた望ましい勤労観、関心の育成【青年期・ポスト青年期】

若者のキャリアプランが伴わない安易な早期離職は、若者にとっては職業能力の開発の機会を失い、安定した職業生活を送ることができず低所得化するおそれがあるだけではなく、企業にとっては、知識・技能の継承に影響するなど、成長や社会の発展基盤を損なうことが懸念されます。

また、企業のコスト削減や就業意識、就業形態の多様化などにより、正規労働者に比べ生涯賃金が低い非正規労働者が増加することにより、少子化の更なる進行なども懸念されています。

このため、意欲と能力のある若者が安定した職業に就き、充実した生活を送ることができるよう、早期就業や職場定着に向けた取組を推進します。

○ 若者の就業支援の推進

- 正規雇用を希望する若者の安定した就業に向け、北海道就業支援センターにおいて、求職者に対するきめ細やかな職業カウンセリングにより、本人の能力や適性に応じた職種へ誘導するなど、企業とのミスマッチや早期離職を防ぎます。
- 道立高等技術専門学院において、将来中核的技能者として活躍できる若手技術者を育成するため、必要な職業訓練コースを設定するとともに、若年求職者の再就職を支援するため、地域ニーズを踏まえながら民間教育訓練機関等への委託による職業訓練の実施など、職業能力開発の向上に取り組みます。

◎ 困難を有する若者を支援する環境づくり【青年期・ポスト青年期】

「職場や学校になじめない」、「受験・就職活動の失敗」などをきっかけとしてひきこもりとなった若者が平成 27 年度の内閣府の調査で全国に約 54 万人いると推計されています。

ひきこもり期間はその期間が長くなればなるほど、勤労収入の減少による生活困窮、他人とのコミュニケーション機会の減少などにつながりやすいと考えられます。

このため、ひきこもりの若者の社会参加を促すため、相談体制の充実などに取り組みます。

併せて、働きたい気持ちを持ちながらも働くことに悩みを抱えている若年無業者についても、相談体制の充実等の取組により職業的自立支援を促進します。

また、障がいのある人が主体的に地域の活動に参加するための情報提供や、スポーツ・文化活動、生涯学習の拡大とともに、意思疎通手段の確保や移動に関する支援などの充実に努めます。

- 若年無業者・ひきこもりの若者を支える取組の推進
 - 若年無業者等を対象に「地域若者サポートステーション」と連携し就業意識の醸成を図るなど、国や経済団体、保健・福祉機関、教育機関等との連携を図りながら、若年無業者等の職業的自立の支援、正規雇用を希望するフリーターの正社員化などを推進します。
 - 若年無業者・ひきこもりの若者やその家族が相談できる窓口の周知に努めます。
 - 「ひきこもり成年相談センター」における相談やひきこもりに関する研修会・相談会を実施し、支援機関と連携を図り、ネットワークの構築に努めます。

- 障がいのある若者への支援の充実
 - 障がいのある方々の職業生活における自立を図るため、就業面と生活面を一体的に支援する「障害者就業・生活支援センター」において、職業準備訓練や職場実習の斡旋、就業・日常生活上の相談等を実施するなど、就業や職業への定着を図ります。
 - 「障害者職業能力開発校」における知識・技能の習得機会等の拡大に努めます。
 - 障がいのある若者が身近な地域で多様な委託訓練を受講することによる就職の促進を図ります。
 - 福祉と地場産業の連携を図り、障がいのある方々が多様な職種を選択できる可能性を広げると共に、企業とのマッチングの機会の提供、優良事業所表彰や障がい者雇用に積極的な企業の取組の情報提供や普及啓発、障がい者雇用の一層の推進に関する経済界への要請など、障がいのある方々の就労支援を推進します。
 - 障がいのある人が自らの選択と決定により、参加することができる様々な活動の機会を増やすとともに、社会参加の主体として活躍できるよう、社会のあらゆる場面でのアクセシビリティの向上を初めとする環境整備を促進します。

◎ 青少年の非行や犯罪を防ぐ環境づくり【青年期・ポスト青年期】

犯してしまった罪をつぐない、社会の一員として立ち直ろうとするためには、本人の強い意志や行政機関の働きかけのみならず、地域社会の理解と協力が不可欠です。

また、犯罪からの立ち直り支援は道民の安全・安心なくらしにつながるものでもあります。地域社会の理解や関心を深めることにより、地域社会と一体となった立ち直り支援を推進します。

- 犯罪からの立ち直り支援の充実
 - 「社会を明るくする運動」との連携等により、地域社会が一体となった立ち直り支援を推進します。

- 安全で安心して暮らせる社会の実現に向け、関係行政機関等の立ち直り支援に係る情報の共有、ネットワークの構築等により、連携した取組を推進します。